

金沢市発注工事に係る土木工事積算基準等の改定について

今般、国土交通省において、改正品確法の基本理念及び発注者責務を果たすため、適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため積算基準等の改定が行われたことから、本市においても、土木工事積算基準等を改定します。

1 対象案件

金沢市が発注する工事・業務委託
(営繕工事及び営繕工事に伴う業務委託を除く)

2 改定内容

①工事

- ・一般管理費等率及び現場管理費率の改定
- ・市街地(DID)補正の改定

②業務委託

- ・諸経費率の改定

3 実施時期

平成27年4月1日以降に入札公告を行うものから実施

4 お問い合わせ先

担当 都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2375 FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp